

# 庁舎の移転先決定

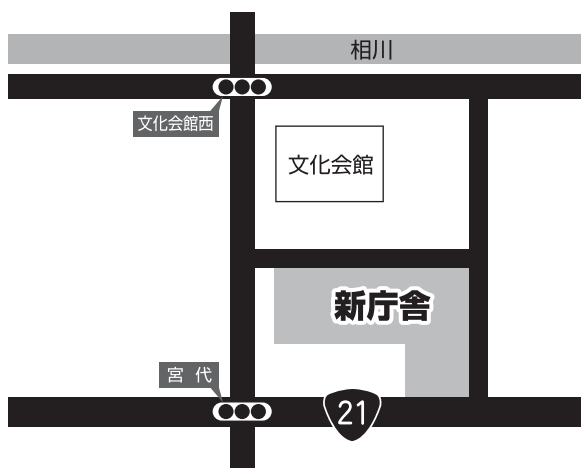
6月23日(木)に開かれた第3回垂井町議会臨時会において、「垂井町役場の位置を定める条例の一部改正について」総員起立で可決され、この度、庁舎の移転先を「文化会館南側」とすることに決定しました。

新庁舎は、既存建築物(旧ショッピングプラザ・アミ)をコンバージョン(建物の用途を変更し、改修して再利用すること)して利用する方針とし、早期整備・コスト軽減の実現を図り、最短で平成31年度の供用開始を目指します。

なお、今後の新庁舎事業については、「広報たるい」及び町HP等を活用し、町民の皆さまに随時発信していきます。また、あわせて、現役場敷地の有効活用の方針についても検討を進めていきます。



 第3回臨時会にて



- ・新庁舎の位置  
「岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11」  
土地 約9,100㎡ 建物 約7,400㎡(延床面積)を取得



  
これまでの経過と  
今後の予定